

概要版

第4次ボランティア 市民活動推進計画

2024年度～2028年度



四国中央市

計画の趣旨

当市では、平成19年に「四国中央市自治基本条例」を制定するとともに、平成20年には、ボランティア市民活動の推進を図り、協働による心豊かなまちづくりを目指し、「四国中央市ボランティア市民活動推進条例」を制定しました。

また、ボランティア市民活動センターを設置し、情報提供や相談支援体制を充実させて、ボランティア市民活動の活性化に取り組んできました。

今回、策定する第4次ボランティア市民活動推進計画は、コロナ禍であった第3次計画における取組を踏まえ、現状や課題を整理し、更なるボランティア市民活動の推進に向けて、市として取り組むべき方向性や方策を示すものです。

計画の期間

本計画の期間は2024年度～2028年度までの5か年計画としており、市民意識の変化や社会情勢の変化などを考慮して、必要に応じて見直しを行います。

「ボランティア市民活動」とは

推進条例においては「市民及び市民活動団体の自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動であって、公益的なもの」としてはいますが、本計画においては、「有償」であるか「無償」であるかは問わず、包括して「ボランティア市民活動」と定義しています。

ボランティア活動の4原則	
自主性 (自発性・主体性) 強制されてするものではなく、自分の考えで積極的に行う活動	社会性 (連帯性・公益性) 支えあい、助け合いながら、みんなで協力し合っている活動
無償性 (無給性) 基本的には経済的な報酬を求めない活動ではなく、お金では得られない喜びや感動、出会いを得る活動	創造性 (先駆性・開拓性) 地域や社会に必要なことを考え、より良い暮らしを自らの手で作る活動

ボランティア活動と市民活動の定義

「ボランティア活動」は個人が他の人々や社会のために自発的、自主的に行う公益的な活動に対して、「市民活動」は、共通の意識をもった人々が集まり、社会的な課題解決のために、組織的に継続的な活動を行うことを言います。

ボランティア活動は主に「個人の思い」による活動の一方で、市民活動は組織的で「社会的な役割」を意識した活動と言えます。言い換えると、ボランティア活動は自分自身と約束を交わし、市民活動は社会と約束を交わしながら、より良い社会を作るための活動と考えられます。

ボランティア市民活動の推進に向けた施策

ボランティア市民活動を推進するために、4つの方策、そして、18の実施項目を設定し、体系的に取り組めます。

また、本計画においては方策ごとに指標を設定し、事業の効果を定量的に把握して、目指すべき目標の「見える化」を図ります。

<p>方策① ボランティア市民活動センターのプロモーション</p>	<p>方策② ボランティア市民活動を行うためのきっかけづくり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○広報戦略の強化 ○メディアと連携した情報発信 ○ボランティアイベントの開催 ○ボラ7による広報活動の支援 <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>センターの認知度 30%以上</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動への意識改革 ○初心者向け研修会や講座の充実 ○ボランティア教育・体験学習の強化 ○体験プログラムの開催 ○ボランティア情報の提供及び活動成果の公表 <div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>ボランティアに取り組む人の 割合30%以上</p> </div>
<p>方策③ 支援体制の充実</p>	<p>方策④ 企業ボランティアの推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○センターの機能強化 ○団体活動への継続的な支援 ○学習機会の提供及び交流会の充実 ○効果的なマッチング制度の創出 ○団体・企業・個人の連携強化 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>年間マッチング件数 700件以上</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○企業ボランティア登録の促進 ○企業への情報提供の充実 ○マッチング支援及び活動の場の創出 ○企業ボランティアの見える化 <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>企業ボランティアの活動実績 年間10件以上</p> </div>

災害に備えるボランティア市民活動

災害ボランティア活動をめぐる状況

阪神・淡路大震災では、のべ130万人以上の人々が各種ボランティア活動に参加し、「ボランティア元年」とも言われるほど、災害ボランティア活動の重要性を改めて広く認識させるものとなり、様々な普及・啓発活動のきっかけとなりました。

昨今の災害パターンは多様多彩であり、いつどこで起きても不思議ではないため、災害時のボランティア活動が、被災地にとって安全で真に有効な形で行われるよう活動環境を整えていくことが重要となります。

災害に備える取組

災害ボランティア登録の促進

災害ボランティアとして支援活動を行う意欲のある市民等の登録促進を図ります。

また、登録者に研修機会を提供し、災害ボランティアとしてスキルアップができる体制をつくります。

災害ボランティア講座

災害時に役立つ基礎知識から災害ボランティアの養成など幅広い内容の講座を開催し、災害時に活躍できる人材の育成を図ります。

災害ボランティアセンターの機能整備

災害ボランティアセンターの主体となる社会福祉協議会と連携し、センターの設置・運営訓練などを行うほか、災害ボランティアセンターの機能・役割について周知を行います。

ネットワーク体制の構築

災害時に協力いただける企業や災害分野を専門とする市民活動団体などとの連携も含め、被災時に迅速な対応ができるようネットワーク体制の構築を図ります。

災害時の対応

災害ボランティア活動は、被災地内の活動や被災地外での後方支援活動など様々です。いずれも、被災者の方へ寄り添い、ニーズに対応した活動をすることが大切です。

災害ボランティアセンターの運営

当市が被災した場合には、災害ボランティアセンターを設置し、全国からのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動が行えるよう努めます。

被災地への支援

災害ボランティアの活動内容は多岐にわたり、被災直後だけでなく、復興に向けた長期的な支援が必要であるため、被災地のニーズにマッチした支援に取り組みます。

発行 令和6年3月

四国中央市 政策部 地域振興課

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
電話 0896-28-6014 FAX0896-28-6057



四国中央市ボランティア市民活動センター

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 市民交流棟1階
電話 0896-28-6039 FAX0896-28-6160

月曜日～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～17:00

ホームページ <http://www.volun.jp>



SHIKOKUCHUO.7

QRコード（上）ボランティア市民活動センターホームページ

QRコード（下）ボラ7公式Instagram